

令和 8 年度
2050 先導型住宅推進事業
募集要領

令和 8 年 9 月更新

目次

1. 事業の概要	1
2. 事業内容	1
2-1 補助を受ける住宅（以下「モデル住宅」という。）に関する要件	1
2-1-1 モデル住宅の種別に関する要件	1
2-1-2 モデル住宅の性能等に関する要件	2
2-1-3 モデル住宅（新築住宅）の立地に関する要件	2
2-1-4 モデル住宅の建設等の時期に関する要件	3
2-2 「レジリエンス提案」に関する要件	4
2-2-1 「レジリエンス提案」に関する要件	4
2-2-2 「レジリエンス提案」に係る留意事項	5
2-3 提案者・補助を受ける者	6
2-3-1 提案者	6
2-3-2 グループで提案する場合の構成	6
2-3-3 補助を受ける者	6
3. 補助対象工事及び補助額	7
3-1 補助対象工事	7
3-2 補助額	7
4. 事業の手続き	8
4-1 事業提案の応募	9
4-1-1 評価委員会について	9
4-1-2 評価の視点	10
4-1-3 事業の採択	11
4-1-4 事業の採択	11
4-1-5 補助事業を複数年度にわたって実施する場合の取扱い	11
4-2 補助金の交付申請等	11
4-2-1 交付申請	12
4-2-2 交付決定	12
4-2-3 補助事業の計画変更	13
4-2-4 完了実績報告及び補助金の額の確定	13
4-2-5 複数年度にわたる事業の場合	13
4-2-6 事業中及び事業完了後の留意事項	14
5. 情報の取扱等について	16
5-1 情報の公開・活用について	16
5-2 個人情報の利用目的	16
6. 応募方法	17
6-1 提出期間	17
6-2 提出先・問い合わせ先	17

6-3 提出書類	18
6-4 提出時の注意事項	18

1. 事業の概要

令和7年度に改訂された「住生活基本計画」において、2050年の社会経済情勢等を見据えた取組みを進める方針が掲げられたことを踏まえ、国土交通省においては、次世代の課題を想定しつつ、持続可能な社会の構築に貢献する先導的な取組みを支援するモデル事業として、「2050先導型住宅推進事業」を創設したところである。

現状においては、耐震性・バリアフリー性・省エネ性の確保を中心とした取組みを進めているところであるが、それぞれの進捗状況には差があり、特に「耐震性」については、比較的先行して取組みが進んでいるところである。現状を踏まえると、「先導性」を検討することができる環境にあるのは、インフラ基盤が整いつつある災害対策の分野であり、「耐震性」そのものも引き続き取組みが必要であるが、実際に自然災害等が発生した際の対策についても次のステップとして検討する必要がある。

昨年7月に改訂された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、「安全な自宅への早期復帰」や「災害関連死防止」等が掲げられていることも踏まえて、令和8年度のテーマとして、自然災害時等における住宅の「レジリエンス性の確保」に向けた先導的な取組みとした。レジリエンス性の確保による自然災害時等の居住継続・生活継続が可能な住宅の整備の効果として、避難所を利用する避難者が減少することにより避難所の負担が軽減されること、さらに避難所ではなく住み慣れた自宅での避難が可能であることにより環境変化に伴う避難者の心身負担が軽減されることが期待できる。

本事業では、自然災害時等の居住継続・生活継続が可能な住宅ストックの形成を推進するため、新築住宅の建設・購入又は既存住宅の改修に際して、レジリエンス性確保・向上に資する先導性の高い提案（以下「レジリエンス提案」という。）に基づく、モデル的な取組みに対して補助を行う。

2. 事業内容

2-1 補助を受ける住宅（以下「モデル住宅」という。）に関する要件

2-1-1 モデル住宅の種別に関する要件

モデル住宅の種別は以下のいずれかに該当すること。

- ・ 注文住宅
- ・ 分譲住宅（建売住宅又は分譲マンション）
- ・ 賃貸住宅

※ いずれも新築住宅・既存住宅の別を問わない。

2-1-2 モデル住宅の性能等に関する要件

- ・下表の「要件の項目」の欄に掲げる項目に応じて、「具体の基準」の欄に掲げる基準に適合する住宅（既存住宅の場合は、改修後に基準に適合することとなるものを含む。）であること。
- ・「具体の基準」の欄に、複数の基準が掲げられている場合は、いずれか一つに適合するものであること。
- ・なお、下表における「等級」とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に規定する住宅性能表示制度に基づく等級のこと。

要件の項目		具体の基準
長期使用構造等基準に準拠する基準	耐震性	以下のいずれかに該当すること。 ・耐震等級（倒壊等防止）の「等級2」以上 ・耐震等級（倒壊等防止）の「等級1」、かつ、安全限界時の層間変形角が1/100（木造の場合1/40）以下 ・耐震等級（倒壊等防止）の「等級1」、かつ、各階の張り間方向及びけた方向について所定の基準に適合するもの（鉄筋コンクリート造など） ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に定める免震建築物
	劣化対策	・劣化対策等級（構造躯体等）の「等級3」
	断熱性	・断熱等性能等級の「等級5」以上
	省エネルギー性	・一次エネルギー消費量等級の「等級6」以上
レジリエンス性の向上に資する措置	必須	以下のいずれかを設置すること。 ・蓄電池（蓄電容量が5kWh以上であるものに限る。電気自動車の車載用蓄電池の活用を可能とするV2Hを含む。） ・燃料電池（地震の発生後における継続的な利用が可能な対策が採られているもの（電池ユニット・貯湯ユニットの倒壊・転倒防止などの安全対策や、高圧導管・中圧導管・耐震性の高い低圧導管、LPガス等の採用などによる燃料の確保策など）に限る。）
	提案	・以下の2-2に掲げる要件に適合すること。

2-1-3 モデル住宅（新築住宅）の立地に関する要件

モデル住宅（新築住宅に限る。）の立地について、次の①から⑥までに掲げる住宅には原則として該当しないこと。ただし、住宅の建築工事と併せて行う対策により建築行

為の制限が解除される場合、この限りでない。

- ① 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅
- ② 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する「急傾斜地崩壊危険区域」に立地する住宅
- ③ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する「地すべり防止区域」に立地する住宅
- ④ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 88 条第 5 項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第 3 項の規定による勧告に従わなかった旨が公表されている住宅
- ⑤ 「市街化調整区域」に立地する住宅のうち、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項に規定する「土砂災害警戒区域」又は水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項に規定する「洪水浸水想定区域」若しくは水防法第 14 条の 3 第 1 項に規定する「高潮浸水想定区域」（浸水想定高さ 3 m 以上の区域に限る。）に立地するもの
- ⑥ 「市街化調整区域以外の区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ 3 m 以上の区域に限る。）」かつ「災害危険区域」に立地する住宅

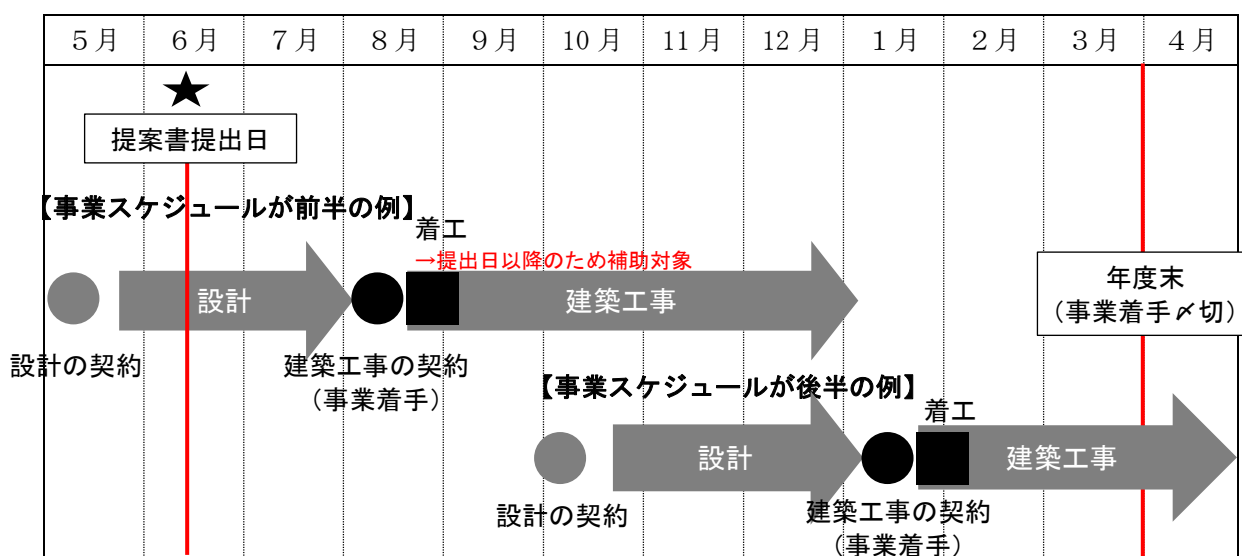
2-1-4 モデル住宅の建設等の時期に関する要件

モデル住宅の建設等の時期について、次の①及び②に掲げる要件に適合すること。

- ① 全てのモデル住宅において、本事業の「レジリエンス提案」の提案書（以下「提案書」という。）の提出日以降に着工※¹すること。
- ② 全てのモデル住宅において、令和 8 年度中に事業に着手※²（建築工事の契約日をもって判断する）すること。

※ 1 建築工事開始日をもって判断する。なお、仮囲いの設置や資材の搬入は着工には含まない。

※ 2 建築工事の契約日をもって判断する。



2-2 「レジリエンス提案」に関する要件

2-2-1 「レジリエンス提案」に関する要件

本事業における補助対象となる「レジリエンス提案」については、下表に掲げる要件に適合すること。

また、本事業において想定する「リスク」とは、「以下に掲げる事象による住宅又は住民への被害」又は「当該事象に伴って副次的に生じる住宅又は住民への被害」を総称するものとして扱う。

- ・「災害」：暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発
※ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する「災害」
- ・「感染症」：一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 1 項に規定する「感染症」

観点	要件
提案の内容	○ 住宅の入居者における「居住継続」や「生活継続」に資する内容であること。 ○ 想定するリスクを明確にした上で（課題提起）、そのリスクの発生防止・低減、被害からの回復に向けて、どのような効果をもたらす提案であるのか（解決策の提示）、ストーリー性を明確にしつつ、具体的に説明されていること。 ○ 提案に係る内容が、以下に掲げるフェーズのいずれに対応する措置であるのか、明確にすること。複数のフェーズに対応するものであっても差し支えない。 ① 平常時【被害の拡大を防ぐ措置／居住継続・生活継続を実現するための措置】 ： 平時の安全性・居住性・利便性の確保と発災時の備えを両立する措置（フェーズフリー）（例えば、高水準の断熱性、住宅の劣化・損傷モニタリング、地域工務店等による点検・見守り体制など） ② 発災時【被害の拡大を防ぐ措置】 ： 発災によって生じる損傷・被害を最小化する措置（例えば、制振・免震の導入、耐水害対策等） ③ 発災直後【居住継続・生活継続を実現するための措置】 ： 災害の発生時から、電力・水などのインフラが復旧するまでの期間

観点	要件
	(3日間から1週間程度)における最低限の居住継続・生活継続を確保するための措置(例えば、①の措置や災害時の共助体制の構築など) ④ 発災後の回復期【復旧を容易にするための措置】 : 平時状態への迅速な復旧のための措置(例えば、住宅の損傷判定システム、修復が容易なシステム、地域工務店等連携による点検・修理体制など)
提案内容を実現するための手法	○ 以下に掲げるいずれかの手法であること。 ① 構造面での対策・設備の導入による手法(ハード的な手法)。 ② 上記①以外の手法であって、システムの導入、地域関係主体による取組みその他のレジリエンス性の向上に資する提案(ソフト的な手法)。 ※少なくとも一度は実施して、その結果を報告
対象となる住戸の単位	○ 以下のいずれの方式によるものかを明確にすること。 ① 一戸単位で、住戸別に利用する設備等を措置する方式 ② 複数住戸単位で、共同利用する設備等を措置する方式 ※ ②の場合、複数の戸建住宅やマンションなどが想定され、補助金を合算して扱っても差し支えない(例えば、20戸を対象に、共同利用する設備等を設置する場合について、1,000万円(=50万円/戸×20戸)の支援を受けるものとして提案するなど)。

2-2-2 「レジリエンス提案」に係る留意事項

「レジリエンス提案」として期待される提案は、2050年を視野に入れて、今後想定される中長期的な課題に対して、先導的な解決策を提案されるものを対象とする。したがって、例えば、下表に掲げる措置に関連する「レジリエンス提案」を行う場合については、更なる付加価値を伴う内容が含まれているものでなければ、先導性のある提案として認められない点に留意すること。

措置	理由
断熱等級6の確保	高度な断熱性の確保については、別途の補助事業による支援が行われているため。
ヒートポンプ給湯器による飲用水やトイレ・生活用水の確保	単に機器を導入するのみでは先導的な提案とは言えないため。 また、飲用水に関しては、貯湯ユニット内の湯は、飲用に適する水質を確保できていないケースが多く、対策が採られていないままでは、積極的に利用できないことが想定されるため。

措置	理由
蓄電池・燃料電池の設置	本事業の必須要件に含まれているため。
免震の導入	本事業の必須要件（耐震性）における、選択肢の1つに含まれているため。
太陽光パネルの設置	固定価格買取制度など、別途の支援制度があるため。

2-3 提案者・補助を受ける者

2-3-1 提案者

本補助金の交付を受けて本事業を行う事業者が提案者（代表提案者及び共同提案者をいう。以下同じ。）となること。

また、提案者（グループ提案の場合は代表提案者に限る。）は「みらいエコ住宅 2026 事業」の事業者登録を受けた事業者に限る。なお、「みらいエコ住宅 2026 事業」の事業者登録を受けることが難しい等の特段の理由があれば、個別に評価・交付事務局に相談可。

なお、「代表提案者」と、提案の対象となる住宅の「建築主又は購入者」との間で、「2050 先導型住宅に係る共同事業実施規約（※）」を締結し、完了実績報告時に当該規約を提出する必要がある。

※ 「建築主又は購入者」が、補助事業の効果を継続するために必要な期間（10 年間）に渡って、対象住宅を補助要件に適合する状態で管理すること等を、あらかじめ「代表提案者」と合意するために作成する規約。

2-3-2 グループで提案する場合の構成

（１）代表提案者

代表提案者は、提案申請・交付申請の主体として、補助金の適正管理、事業の進捗管理、その実現に責任を負う者とする。提案事業選定後、代表提案者の変更は、原則認めない。

（２）共同提案者

代表提案者以外で重要な役割を果たす実施主体を共同提案者として実施体制を整え、提案することも可能である。共同提案者は、選定された提案事業を代表提案者と共同して実施し、その実現に責任を負う者とする。

2-3-3 補助を受ける者

補助を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、提案者であって、評価委員会の評価を踏まえ、国土交通省が選定した者とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は本補助金への交付申請を原則制限する。

- ① 過去三か年以内に国土交通省住宅局が所轄する補助事業において、補助金返還命令を受けたこと。

- ② 暴力団若しくは暴力団員であること又は暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること。

3. 補助対象工事及び補助額

3-1 補助対象工事

本事業の補助対象工事は、蓄電池等のレジリエンス性の向上に資する工事（2-1-2 に規定する「レジリエンス措置」に係る工事）とする。

ただし、経済産業省による「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（DR リソース導入のための家庭用蓄電システム等導入支援事業）」については、蓄電システムに対する二重補助を避けるため、併用することはできない。

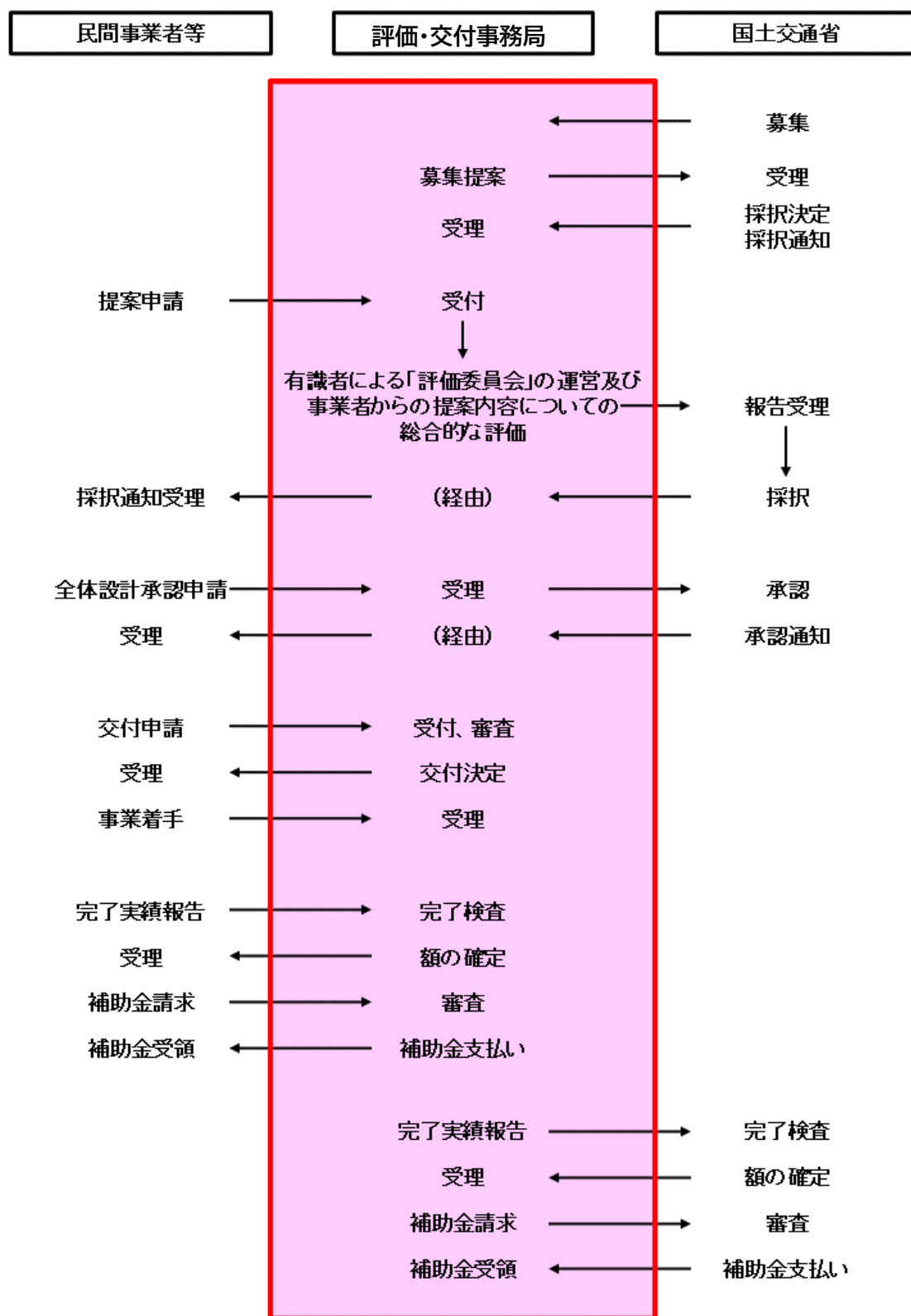
また、本事業の実施に当たっては、「みらいエコ住宅 2026 事業」との併用が可能であり、住宅の建設・購入費用については、別途、同事業による補助金の交付を受けることができる。

3-2 補助額

1 戸あたり 50 万円（定額補助）

4. 事業の手続き

補助事業に着手する前に、「事業提案の応募」と「補助金の交付申請等」の二段階の手続きを経る必要がある。各々の手続き概要は以下のとおり。



4-1 事業提案の応募

国土交通省が民間事業者等に対して提案を募集するので、募集期間（提出締切期限まで）に評価・交付事務局あてに応募書類を提出すること。提案書の提出件数の上限は、1回の募集につき1事業者あたり3件までとする。

応募のあった提案事業について、評価・交付事務局が設置する学識経験者からなる評価委員会の評価を受けて、国土交通省が選定する。

なお、本補助事業は提案書の提出日以降に着工する住宅が補助対象となる。提案書提出前に着工した住宅については、補助対象とならないため注意すること。

4-1-1 評価委員会について

災害や避難生活などに関する有識者による「評価委員会」において、提案書の内容を踏まえ、モデル性・先導性の高いプロジェクトを採択する。

（1）評価の実施体制

評価の公平性、中立性の確保の観点から、評価委員の評価業務について次に掲げる①から③までの制限を行う。

- ① 評価委員は、提案者となることはできない。
- ② 評価委員は、当該評価委員と関係を有する企業・団体等の提案事業について、評価に関わることはできない。
- ③ 評価委員は、当該評価委員又は当該評価委員と関係を有する企業・団体等が業務としてコンサルティング、アドバイス等を行った提案事業について、評価に関わることはできない。

（2）評価の手順

評価委員会において、4-1-2の観点から提案書での評価を行う。

評価委員会の議事及び議事録については非公開・非公表とし、評価に関する問合せには応じないため、あらかじめ了承すること。

また、申請書の内容等に不明確な部分がある場合などには追加説明書の提出やヒアリングを求めることがある。この追加説明書の提出やヒアリングへの対応が、期日までに行われない場合には評価の対象外となる場合がある。

4-1-2 評価の視点

以下の視点により総合的に評価する。そのため、以下の視点を意識した提案書の作成に留意すること。

なお、採択されたプロジェクトについては、後日、「サマリー資料」を公表する。また、不採択であったプロジェクトについては、個々の事業内容を特定せずに、評価委員会による総評（全体の傾向、今後に期待したいポイント等）を公表する。

	評価項目	評価の観点
レジリエンス性の評価	① 居住継続・生活継続の実現への貢献	○ 住宅の居住者において、想定するリスクの発現に際して、当該住宅を拠点とした居住継続・生活継続の実現に向けて、貢献度が高い提案となっているか。 ○ また、以下に示すレジリエンス性の確保に係るタイムラインとの関係性を整理した上で、ストーリーが明確な提案となっているか。 ① 平時の安全性・居住性・利便性の確保と発災時の備えの両立（フェーズフリー） ② 発災によって生じる損傷・被害の最小化 ③ 発災後一定期間の最低限の居住継続の確保 ④ 平時状態への迅速な復旧
	② 課題の明確性・妥当性	○ 提案の前提となる課題設定が、明確に提示されているかどうか。 ○ 設定されている課題が、専門家による指摘・分析に基づくなど、客観性のある内容になっているかどうか。 ○ 設定されている課題と、その解決に向けた提案内容が、整合性のあるものになっているかどうか。
モデル性の評価	③ 提案内容の先導性	○ 2050 年を見据えた先導性の高い提案となっているか。 ・ 新技術や未普及技術の導入 ・ 将来の人口・世帯減、生産年齢人口減少等社会構造変化への対応 ・ 既存の住宅ストックへの適用可能性 等
	④ 提案内容の実現可能性	○ 提案内容が、モデル事業者における、技術面、安全面、住宅の供給戸数、事業スケジュールその他の事業実施体制に係る観点から、実現可能性が高いものであるかどうか。
	⑤ 提案内容の普及可能性	○ 提案内容に含まれる措置（採用される機器、システムなど）が、将来的に、モデル事業者以外の住宅事業者においても採用できる汎用性を有するものであるかどうか。

	評価項目	評価の観点
効果検証に係る評価	⑥ 事業の効果	○ 効果検証の方法が、明確に示されているかどうか。 ○ 効果検証の方法が、提案の措置内容とサンプル数等の観点から、妥当なものであるかどうか。 ○ 提案内容が広範に普及することとなった場合、地域の活性化、新たな雇用創出その他の副次的な効果を生み出す可能性が期待できるかどうか。

4-1-3 事業の採択

評価委員会の評価結果を踏まえ、国土交通省が採択プロジェクトを決定し、提案者に通知する。

4-1-4 事業の採択

補助金の交付を受けることができるモデル住宅は、提案書の提出日以降に着工するものかつ令和8年度中に事業に着手するものを対象とする。補助事業の期間は、概ね3年間を超えない範囲とすること。

なお、各年度の計画額を上限として、各年度で予算を交付するため、原則として、計画の変更が必要な場合、計画変更が必要となる年度の前年度中に速やかに評価・交付事務局に相談すること。

また、年度毎に、一定以上の不用額を出している場合、次年度以降の予算について、採択額から減額を行う場合があるため、留意すること。

4-1-5 補助事業を複数年度にわたって実施する場合の取扱い

また、複数年度にわたる工事請負契約を締結することが予め見込まれる場合にあっては、補助金交付申請前に、当該建設工事に係る事業費の総額、事業完了の予定時期等について、全体設計の承認を受ける必要がある。補助金は、原則として補助対象部分についての出来高に応じた支払いが完了するものについて、各年度に交付する。令和8年度は、令和8年度中に工事が行われ、支払いが完了した部分について補助を行う。

次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況によるため確定することはないが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することとなる。従って、採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことに留意すること。なお、前述のとおり、令和9年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助限度額の金額が交付できない場合があるので留意すること。

4-2 補助金の交付申請等

採択通知書を受け取った後、補助事業者が所定の時期に交付申請し、評価・交付事務局から交付決定を受けること。補助事業を実施する際には、選定された提案書の記載内容に適合すること。また、補助事業の完了後、速やかに完了実績報告を行うこと。

採択通知書に記載される金額は、提案に対する補助の上限額である。交付申請段階で提案事業内容を踏まえて精査を行い、交付決定額（補助の上限額）は採択時より減額となる可能性もあるため、予め了承すること。

なお、複数の者が提案する場合は、代表提案者が交付申請等を行うこと。

4-2-1 交付申請

採択結果を通知するときに、必要な書類等交付申請等の手続きについてお知らせする。採択された事業の補助事業者（代表提案者）に対し、2050 先導型住宅推進事業交付申請等マニュアル（以下「交付申請等マニュアル」という。）を案内するので、その内容に従い所定の期間（評価・交付事務局が定める日から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで）に交付申請等の手続きを行うこと。

なお、交付申請にあたっては特に次の①～⑥に注意されたい。

- ① 交付申請を行わない場合、採択された事業であっても補助金は交付されない。
- ② 提案書の提出日前に着工したモデル住宅については補助金交付の対象外となる。
- ③ 令和 8 年度中に事業着手に至らないモデル住宅については補助金交付の対象外となる。
- ④ 次のいずれかに該当する場合は本補助金への交付申請を原則制限する。
 - （１）過去三か年以内に国土交通省住宅局が所轄する補助事業において、補助金返還命令を受けたこと。
 - （２）暴力団若しくは暴力団員であること又は暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること。
- ⑤ モデル住宅が、「みらいエコ住宅 2026 事業」を活用することを予定している場合は、別途、「みらいエコ住宅 2026 事業」の事務事業者に対し、当該事業に係る補助金の交付申請を行うこと。

4-2-2 交付決定

交付申請された内容について、次の①～③の事項等について審査したうえで交付決定を行う。

- ① 交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ② 補助事業の内容が交付要綱及び募集要領の要件を満たしていること。
- ③ 補助対象費用には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる給付金及び同項第二号に掲げる資金を含む。）の対象費用を含まないこと。

4-2-3 補助事業の計画変更

補助事業者は、やむを得ない事由により、次の（１）又は（２）に掲げる行為をしようとする場合には、あらかじめ評価・交付事務局の承認を得る必要がある。

（１）補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更

（２）補助事業の中止又は廃止

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに評価・交付事務局に報告し、その指示に従うこと。

なお、複数年度にわたる補助事業において、中間年度で出来高分の完了実績報告を行って補助金を受領した場合において、補助事業を中止又は廃止する際には、過年度に支払われた補助金の返還が必要となるため注意すること。

このほか、必要な手続きを行わず、予定していたレジリエンス性の向上に資する措置が取り止めになる場合等、計画内容に変更があり交付決定した内容と異なるものとなったと判断されたものについては、補助対象とならない。また、既に補助金が交付されている場合には、当該補助金の返還を求めることとなるため注意すること。

4-2-4 完了実績報告及び補助金の額の確定

補助事業者は、補助事業が完了したときは、「補助金完了実績報告書」を評価・交付事務局に提出すること。また、完了実績報告時に、交付申請等マニュアルに従って請求書、領収書のほか、「送金伝票の写し（支払済みであることを金融機関等の第三者による公的に証明できる書類）」などを提出すること。なお、現金による支払いは、原則、補助対象外となるため注意すること。

評価・交付事務局は、「補助金完了実績報告書」を受理した後、交付申請の内容に沿って補助事業が実施されたことを確認し、書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行うこととする。

全体設計承認を受ける等により、当該年度が出来高分の事業となる場合は、出来高に見合う補助事業が実施されたことを確認後に書類の審査等を行ったうえで当該補助金の額を確定し、支払の手続きを行う。

4-2-5 複数年度にわたる事業の場合

国の予算による補助事業となるため、複数年度にわたる事業であっても、原則単年度毎に補助を行う。そのため、各年度で計画に基づき速やかに事業を実施することが前提であることを理解した上で、以下（１）～（４）に留意されたい。

（１）複数年度にわたる工事請負契約を締結することが予め見込まれる場合にあっては、補助金交付申請前に、当該建設工事に係る事業費の総額、事業完了の予定時期等について、全体設計の承認を受ける必要があること。

- (2) (承認を受けた場合はその計画に従い、) 初年度の交付申請を 4-2-1～4-2-4 に準じて実施すること。
- (3) 次年度以降については、改めて評価委員会の評価を受ける必要はないこと。また、工事等を継続することが可能であるが、初年度の交付決定時に通知するスケジュールに沿って、毎年度交付申請を行う必要があること。
- (4) 全体設計の承認を受けた年度計画を途中で変更する場合には、速やかに協議を行う必要があること。

4-2-6 事業中及び事業完了後の留意事項

(1) 補助事業に関する書類について

補助事業者は補助に関する書類（提案及び交付申請に関する書類、その他経理に関わる帳簿、全ての証拠書類等）は、事業完了の属する年度の終了後 10 年間、保存していただく必要がある。国土交通省による検査のほか、会計検査院による検査が行われる場合がある。

(2) 取得財産等の管理について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行うこと。

補助を受けた者は、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業完了後 10 年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）において耐用年数が 10 年未満のものにあつてはその耐用年数の間）は大臣の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできない。ただし、住宅の販売等を前提とした提案の場合にあつては、住宅として譲渡し、貸し付け、又は住宅ローンの担保に供することは、補助の目的の範囲内となる。

なお、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があつた場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国土交通省に納付させることがある。

(3) 不適切な行為に対する措置

本事業の実施にあたり不適切な行為があつた場合は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- ① 適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第 17 条の規定による交付決定の取消、第 18 条の規定による補助金等の返還及び第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付
- ② 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則
- ③ 国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- ④ 国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- ⑤ 補助事業者等の名称（法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含

む。)、不適切な行為の内容等の公表

⑥ 補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報

⑦ 建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

(4) 経理に関する留意事項

- ・ 本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- ・ 国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- ・ 本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること（監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。

(5) 事業実施に関する留意事項

交付決定後、事業実施中に募集要項等に定める要件を満たさなくなり適正に完了されない場合は、補助金を交付しないことがある。また、補助金の支払われた事業が、事業完了後に募集要項等に定める要件を満たさなくなった場合は、合理的な事由があるときを除き、原則として補助金の返還を求めることとする。

(6) 効果検証の実施

モデル住宅の供給後、補助事業者において、提案書で示された方法によって効果検証を実施し、その結果を評価・交付事務局に報告すること。報告の時期については、プロジェクトごとに評価・交付事務局との協議の上で決定する。

(7) 普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力

補助事業者は、シンポジウムの参画等普及・啓発に協力していただくことがある。また、補助期間終了後、モデル住宅に関する調査・評価のために、事後のアンケートやヒアリングに協力していただくことがある。

(8) 情報の提供

補助事業者は、自社のホームページ等を活用し、情報提供に努めること。

国土交通省からこれらの情報の提供を求め、必要に応じ作成するホームページへリンクを張る等の協力を求める場合がある。

また、情報提供に際しては、本補助事業の成果であることを必ず明記し、この情報については、国土交通省等に適宜提供をいただくこと。国土交通省等は、必要に応じ作成するホームページでリンクを張る等情報提供を行うこと。なお、ホームページに情報を掲載することが困難な事業者については、別途報告等を求める場合がある。

(9) その他

この募集要領及び別に示す交付申請等マニュアルによるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要がある。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省住総発 172 号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）
- 九 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取り扱いについて（平成 20 年 12 月 22 日付け国住総第 67 号住宅局通知）
- 十 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け国住生第 457 号）
- 十一 その他関連通知等に定めるもの

5. 情報の取扱等について

5-1 情報の公開・活用について

(1) 報道発表等について

採択されたプロジェクトについては、「プロジェクト名」、「提案者名」、「事業概要」等をホームページに掲載するとともに、提案書の「サマリー資料」を公表する。また、不採択であったプロジェクトについては、ここの事業内容を特定せずに、評価委員会による総評（全体の傾向、今後に期待したいポイント等）を公表する。

(2) 事業成果等の公表

事業の成果について広く紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容や報告された内容に関する情報を使用することがある。

この場合、応募書類等に記載された内容について、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合には原則公開しない。

5-2 個人情報の利用目的

評価・交付事務局では、個人情報を取り扱うにあたって、個人情報の保護に関する法律

などの関連法令を遵守するとともに、以下に示す方針に従う。

評価・交付事務局は、以下の場合に、個人情報の収集を行うことがある。

- ・の問い合わせの受付
- ・2050 先導型住宅推進事業への応募・資料提出の受付

上記で収集した個人情報は、以下の目的の範囲内で利用する。なお、利用目的の達成に必要な範囲内で、国土交通省、評価委員会及び評価・交付事務局に収集した個人情報を提供することがある。

- ・問い合わせへの対応
- ・審査の実施および評価委員会の開催
- ・交付手続きの実施
- ・フォローアップ調査の実施
- ・補助事業者、応募者に対する各種案内の送付

評価・交付事務局は、収集した個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

また、評価・交付事務局は、法令に基づく開示要請があった場合、不正アクセスや脅迫などの違法行為があった場合、統計的なデータとして個人を識別できない状態に加工した場合その他特別の理由のある場合を除き、収集した個人情報を本人の同意なく上記に示した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しない。

提供した個人情報の内容に関して、開示、訂正又は利用停止その他必要な措置を希望する場合は、評価・交付事務局まで問い合わせすること。本人であることを確認した上で、合理的な範囲で対応する。

6. 応募方法

6-1 提出期間

第1回目：令和8年5月28日（木）～令和8年6月25日（木）18時

第2回目：令和8年9月18日（金）～令和8年10月19日（月）18時（必着）

※ 第1回目で採択となったプロジェクトについて、第2回目での提案は不可とする。

※ 第1回目で不採択となったプロジェクトについて、第1回目の評価の総評(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/002014376.pdf>)等を踏まえつつ、第2回目で再度提案することは可能。

6-2 提出先・問い合わせ先

応募者は、6-3の提出書類を作成の上、「2050 先導型住宅推進事業」専用WEBサイトの資料提出フォームより提出すること。

質問・相談については、原則として、同専用WEBサイトのお問い合わせフォームより行うこと。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載するとともに、その旨を質問者に回答する。

＜評価・交付事務局＞（応募書類の提出先・問い合わせ先）

「2050 先導型住宅推進事業」専用 WEB サイト

<https://2050sendogata.mlit.go.jp/>

メールアドレス：chosa-d@nli-research.co.jp

電話番号：03-3512-1883

受付時間：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

9 時 30 分から 17 時 00 分まで

※申請書類は、上記専用 WEB サイトの「資料提出」の「提案書」より
ご提出ください。

※本事業に関するお問い合わせは、件名を明記のうえ、上記専用 WEB サイトの
「お問い合わせ」よりお願いいたします。

6-3 提出書類

提出書類は以下のとおり。

＜提出書類一覧表＞

書類名	書類のある場所 (ファイル形式)	様式名
①2050 先導型住宅推進事業－ 提案書	2050 先導型住宅推進事業 (PowerPoint 形式)	様式 1
②2050 先導型住宅推進事業－ サマリー資料	2050 先導型住宅推進事業 (PowerPoint 形式)	様式 2
③参考資料（提出は任意）	自由様式 (PDF 形式)	—

6-4 提出時の注意事項

(1) 「①2050 先導型住宅推進事業－提案書」には下表に示す要件に規定する内容を含めること。

項目	要件
措置の内容	○ 上記 2-2 に規定する「レジリエンス提案」の要件に該当するものであること。 ○ モデル住宅において採用することを予定する措置であること。 ○ 4-1-2 に掲げる 6 つの「評価項目」に対応する内容が記載されていること。

項目	要件
計画戸数	○ <u>10 戸以上 50 戸以下で設定した、事業期間内に着工予定のモデル住宅の合計戸数</u>
効果検証の方法	○ モデル住宅において、レジリエンス措置の採用に伴う効果を検証する方法が提示されていること。 ・ 災害が発生した場合にあっては、採用したレジリエンス措置の効果を検証することできる方法を提示すること。 ・ 消費者へのインタビューやアンケートによる意識調査など、災害が発生していない場合であっても実施できる方法も、合わせて提示すること。

- (2) 「②2050 先導型住宅推進事業－サマリー資料」には、「①2050 先導型住宅推進事業－提案書」に記載する項目の概要版として作成すること。また、「サマリー資料」については、プロジェクトの採択後における、住宅の建設・購入を予定している消費者向けの説明資料（提案内容に含まれているレジリエンス措置が、消費者にどのように貢献するものであるかなどを分かりやすく説明するもの）として活用することを想定して作成すること。なお、採択されたプロジェクトについては、後日、「サマリー資料」を公表する。
- (3) 提案書の提出件数の上限は、1 回の募集につき 1 事業者あたり 3 件までとする。
- (4) 「計画戸数」の設定に当たっては、事業の実施体制を踏まえて適切な戸数を定めること。実際に交付申請を行う住宅の合計戸数が、提案書に記載する「計画戸数」を下回ることとなった場合、令和 9 年度以降の「2050 先導型住宅推進事業」における事業提案の選定に当たって、「提案の実施体制」に不備があるものとして評価を引き下げるので注意すること。
- (5) 提出書類については、提出後に内容確認ができるよう、応募者において必ず控えを保管すること。また、提出書類のファイルサイズが大きい場合は、事前に評価・交付事務局へ相談されたい。
- (6) 提出後、受付確認メールを送付する。その後、評価・交付事務局において提出内容を確認し、提出書類に不備が認められた場合は、再提出をお願いすることがある。不備がないことを確認した後、正式に受領した旨をメールにて通知する。
- (7) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (8) 定められた方法での提出でない場合等は、この募集要領に従って提出されていないものとして提案が無効となるため注意されたい。
- (9) 提案書の内容について、ヒアリングを実施することがある。